

【参考資料】

市町村介護保険事業計画（介護予防事業部分）

作成の実例

～作成の実例の提示による作成の手順等の解説～

目 次

1	作成作業の概要	2
2	作成にあたっての留意点	4
3	作成手順とフロー図	7
(1)	介護予防事業設定のための整理	9
(2)	介護予防事業の費用額の設定	11
(3)	介護予防事業見込量の算定（平成 18 年度）	13
(4)	介護予防事業見込量の算定（平成 19 年度、平成 20 年度）	16
(5)	介護保険事業計画に記載する介護予防事業の見込量及び費用額	19
(6)	介護予防事業の効果による要介護認定者数の推計、事業評価等	20
4	計画の作成実例	24
(1)	介護予防事業に要する費用の額	24
(2)	地域支援事業の量の見込み	24
①	介護予防事業対象者数の見込み	26
②	介護予防事業の効果による要介護認定者数の目標値の設定	26
(3)	介護予防事業の見込量の確保のための方策	28

1 作成作業の概要

本稿の目的は、市町村の現場で参考となるよう、介護予防事業に関する市町村介護保険事業計画について、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針」（以下「基本指針」という。）を踏まえた作成実例（包括的支援事業及び任意事業は除く。）を示すものである。

この計画の作成実例は、関東の都市集積型の自治体A市（人口7万5千人、高齢人口1万人、要介護者等1千4百人）において、平成18年からの介護予防事業を想定して作成したものである。

A市は、面積17平方キロメートル（約4キロメートル四方）、都心のベッタタウンで、既成市街地、農地の多い地域、団地を中心とするニュータウン地域の3区域がほぼ均等であり、区域内は車で15分以内での到達が可能である。介護サービスなどの社会資源の集積が見られる地域である。

また、この実例の作成にあたっては、介護保険担当、高齢福祉担当（保健師）、保健センター担当で組織する検討会を設置し、数回の検討を重ねた。検討においては小規模の自治体における計画作成への利便を意識したが、基本的にはA市の個別事例であるため、参考とする場合には、それぞれの自治体において地域性等を踏まえて作成することに留意して欲しい。

提示する作成実例には、実際の作成作業にあたって必要と思われる留意事項、判断例等を提示するとともに、現場の実務担当者の作業を意識し、できる限り簡便なものとした。

検討は、まず、既存の事業（平成17年度現行予算ベース）の事業概要の把握から行った。次に、介護予防事業創設に伴って、従来、「介護予防・地域支え合い事業」「老人保健事業」として実施してきた施策について見直しの検討を行った。また、平成18年度以降における具体的な実施方法等についても検討を加えた。

成果物は、次のとおりである。

- ① 作成にあたっての留意点（含チェックリスト）
- ② 作成手順とフロー図
- ③ 計画の作成実例

なお、市町村介護保険事業計画の事項として必ずしも記載する必要はないが、追加的事項を参考例として記載した。

2 作成にあたっての留意点

介護予防事業に関する市町村介護保険事業計画は、保険者として、高齢者が、要介護状態になることを防止するための政策の方向性を定めるものである。単に、見込まれた数値を記載すれば足りるものではないことは言うまでもない。

まず、介護予防事業の見込み等の基本的な事項を適切に定めることが重要である。併せて、プロセス評価、アウトプット評価及びアウトカム評価の3つの評価の視点を踏まえて、事業が適切に実施されるよう配慮することが重要である。計画事例では必ずしもこうした評価の指標となるデータの値を記載していないが、第3期事業運営期間における介護予防事業の評価として、比較分析を行うことが考えられるため、実施の過程では、評価指標の標準となるデータの収集に留意しなければならない。

介護予防事業を検討する際には、介護保険部局、高齢者福祉部局及び保健部局が相互に連携して、事業の意義、実施可能であるかどうか、適切に特定高齢者を抽出できるか、事業効果をどのように測定するかなど、実際の事業設計を十分に検討することが求められる。特に、健康に関する施策との連携が事業効果を上げるため、計画から事業実施等に渡って関係者の連携を図ることに留意する必要がある。この計画事例の作成にあたっては、多くの時間をこうした各部局間における調整（問題意識の共有化、事業の再編成と担当部局の決定、作業分担責任の確認等）に費やすことが必要であった。

このため、特に、専門職による事業実施設計と事務職による予算積算との有機的な連携が重要である。また、介護予防事業の実施にあたっては、組織変更等への検討も必要となる場合があることに留意する。

介護予防事業に関する市町村介護保険事業計画は、独立した計画ではなく、介護保険事業計画の一部であり、作成に際しては、介護給付等対象サービスの見込みに関する部分との密接な連携が不可欠である。要介護者数等の推計や地域支援事業費の上限設定額は、介護給付費の推計過程から算定されることに留意する必要がある。

本来はニーズに基づいて各種の数値を積み上げることが必要であるが、限られた時間の中で、新たに創設される介護予防事業の事業量等を見込むことが困難であったため、今回は、現に実施している事業を踏まえて推計した。

まず、介護予防事業の具体的な実施事業について、直営で行うか、あるいは委託で行うかについて検討を加えた。こうした過程は、事業の実施体制、対象者等の把握、費用額等の算定を行う上で必要であると思われる。

事業量（回数・件数）及び費用額は、目標値から算定される設定数値（対象者数、事業単価、事業回数）に基づき推計することになることから、目標値の設定にあたっては、介護予防事業のサービス供給資源等の面から、実際に実施が見込まれる量となっているかについて、多角的に検証する必要がある。

さらに、これらの事業量及び費用額の算定結果から、介護予防の強化など、今後その自治体において求められる地域政策の検討へと発展するものと思われる。このため、これらの数値については、十分に吟味することが必要である。

なお、本計画の作成にあたってチェックすべきポイントを、チェックリストとしてまとめたので、適宜活用するとよい。

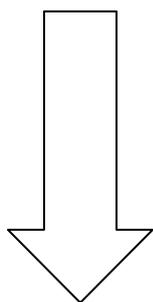
○ チェックリスト

No.	チェック項目	確認	備考
(1)	介護予防事業設定のための整理		
	①介護予防事業の理解及び事業の設定		
	②事業実施体制区分（直営・委託）の設定		
(2)	介護予防事業の費用額の設定		
	①保険給付費見込額の設定		
	②介護予防事業費の率の設定		
	③介護予防事業の費用額の算定		
(3)	介護予防事業見込量の算定（平成 18 年度）		
	①現行の事業との比較検討 （介護予防事業導入に伴う、他の関連事業の精査）		
	②事業実施可能量からの事業見込量「回数・件数」の推計		
	③事業実施単価の設定		
	④費用額の算定 ※啓発事業や評価事業等については、費用額のみ記載可		
(4)	介護予防事業見込量の算定（平成 19 年度、平成 20 年度）		
	①保険給付費見込額に対する介護予防事業の費用額の率の設定		
	②回数・件数及び費用額の算定 ※啓発事業や評価事業等については、費用額のみ記載可		
(5)	介護保険事業計画に記載する介護予防事業の見込量及び費用額		
	①各年度の見込量及び費用額を転記		
(6)	介護予防事業の効果による要介護認定者数の推計、事業評価等		
	①介護予防事業対象者数の推計		
	②自然体の要介護認定者数の推計		
	③介護予防事業実施後の要介護認定者数の推計		
	④事業評価の検討		

3 作業手順とフロー図

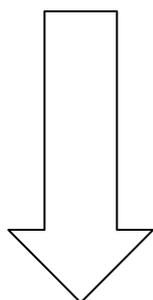
フロー図

(1) 介護予防事業設定のための整理



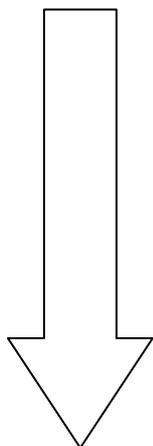
- ①介護予防事業の理解及び事業の設定
- ②事業実施体制区分（直営・委託）の設定

(2) 介護予防事業の費用額の設定



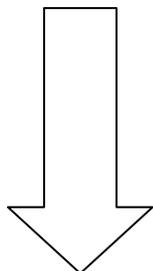
- ①保険給付費見込額の設定
- ②介護予防事業費の率の設定
- ③介護予防事業の費用額の算定

(3) 介護予防事業見込量の算定（平成18年度）



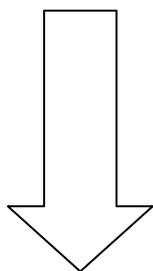
- ①現行の事業との比較検討
（介護予防事業導入に伴う、他の関連事業の精査）
- ②事業実施可能量からの事業見込量「回数・件数」の推計
- ③事業実施単価の設定
- ④費用額の算定
- ※啓発事業や評価事業等については、費用額のみ記載可

(4) 介護予防事業見込量の算定（平成 19 年度、平成 20 年度）



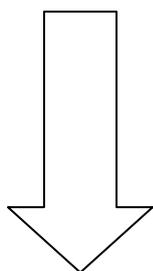
- ① 保険給付費見込額に対する介護予防事業の費用額の率の設定
 - ② 回数・件数及び費用額の算定
- ※ 啓発事業や評価事業等については、費用額のみ記載可

(5) 介護保険事業計画に記載する介護予防事業の見込量及び費用額



- ① 各年度の見込量及び費用額を転記

(6) 介護予防事業の効果による要介護認定者数の推計、事業評価等



- ① 介護予防事業対象者数の推計
- ② 自然体の要介護認定者数の推計
- ③ 介護予防事業実施後の要介護認定者数の推計
- ④ 事業評価の検討

介護予防事業に関する市町村介護保険事業計画

作業手順

(1) 介護予防事業設定のための整理

① 介護予防事業の理解及び事業の設定

介護予防事業の制度的内容、実施の方法、実施に際しての留意点等を理解した上で、実施する事業を設定する。検討にあたっては、高齢者福祉部局、保健部局及び介護部局の3セクションで構成する検討会を経て、各事業の実施の検討を行った。

② 事業実施体制区分（直営・委託）の設定

直営で実施するか、委託で実施するかについて検討した。

(作業シート)

表1 介護予防事業設定のための整理

表1 介護予防事業設定のための整理

事業名		実施区分		備考
		直営	委託	
介護 予 防 事 業	介護予防特定高齢者施策			
	特定高齢者把握事業		○	地域包括支援センターへ委託
	通所型介護予防事業			
	運動器の機能向上事業		○	事業者へ委託
	栄養改善事業		○	事業者へ委託
	口腔機能の向上事業		○	事業者へ委託
	その他	○		
	訪問型介護予防事業		○	事業者へ委託
	介護予防特定高齢者施策評価事業	○		
	介護予防一般高齢者施策			
	介護予防普及啓発事業			
	介護予防手帳			
	パンフレットの作成・配布	○		
	講演会の開催	○		
	その他	○		
地域介護予防活動支援事業				
介護予防ボランティア等の育成研修	○			
地域活動組織の育成・支援等	○			
介護予防一般高齢者施策評価事業	○			

(2) 介護予防事業の費用額の設定

① 保険給付費見込額の設定

平成 18 年度の保険給付費の見込額を設定する。これは、介護給付費の推計からすでに算出されているものである。

(単位：千円)

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
保険給付費見込額	2,060,000	2,350,000	2,442,000

② 介護予防事業費の率の設定

介護予防事業費の率を設定した。これは、地域支援事業費交付金の率を参考として以下の表のとおりとした。なお、平成 20 年度に「生活機能評価」が老人保健事業から介護予防事業に移行することになっていることから、平成 20 年度の介護予防事業は、その分を見込んで高く設定することとした。

(単位：千円)

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
地域支援事業の保険給付費に対する率	2.00%	2.10%	3.00%
介護予防事業	0.50%	0.60%	1.50%
包括的支援事業	1.37%	1.37%	1.37%
任意事業	0.13%	0.13%	0.13%

※表中の数値は、各市町村の事業実施体制等の実情を踏まえて設定するものであり、この数値を全国の標準とするものではない。

③ 介護予防事業の費用額の算定

上記①及び②から各年度の介護予防事業に要する費用額を以下の表のとおり算定した。

(単位：千円)

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
地域支援事業の費用額	41,200	49,350	73,260
介護予防事業	10,300	14,100	36,630
包括的支援事業	28,280	32,261	33,524
任意事業	2,620	2,989	3,106

なお、計画事例では、上記の①②③の数値をまとめて一覧にして掲載した。

※作成実例において使用している各種数値はA市においての仮置値（上限額は政令で定められることになる。）であり、実際の計画作成においては、自治体の判断で適宜設定することとなる。

（作業シート）

表2 介護予防事業の費用額の設定

表2 介護予防事業に要する費用額について

	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
	千円	%	千円	%	千円	%
地域支援事業(A+B+C)	41,200	2.00%	49,350	2.10%	73,260	3.00%
ア 介護予防事業(A)	10,300	0.50%	14,100	0.60%	36,630	1.50%
イ 包括的支援事業(B)	28,280	1.37%	32,261	1.37%	33,524	1.37%
ウ 任意事業(C)	2,620	0.13%	2,989	0.13%	3,106	0.13%

(3) 介護予防事業見込量の算定（平成 18 年度）

① 現行の事業との比較検討（表 3）

介護予防事業の個別の事業について、事業実施内容と方法をおおまかに想定した上で、通常の予算積算と同様の方法により積算し、具体的な事業実施の設計を行うとともに、平成 18 年度における事業実施可能量を推計した。

② 事業実施可能量からの事業見込量「回数・件数」の推計（表 4）

平成 18 年度の通所型介護予防事業と訪問型介護予防事業の事業見込量「回数・件数」については、初年度であることを勘案し、①で推計した事業実施可能量に基づき設定することとした。この量は、事業対象者数に換算すると高齢者人口の 3%に相当した。

③ 事業実施単価の設定

基本的には現行事業での実績単価を踏まえて、それぞれの事業ごとに設定した。

④ 費用額の算定（表 4）

通所型介護予防事業及び訪問型介護予防事業の費用額は、②の事業見込量「回数・件数」と③の「事業実施単価」から算定した。

算定式は、以下のとおり。

$$[\text{費 用}] = [\text{事業実施単価}] \times [\text{回数・件数}]$$

なお、介護保険事業計画に記載する介護予防事業の見込量「回数・件数」が必要な事業は、次のとおりとされている。

- ・ 通所型介護予防事業
- ・ 訪問型介護予防事業

その他の事業については、「①現行の事業との比較検討」に基づき、それぞれの費用額を算定した。

(作業シート)

表 3 現行の事業と介護予防事業との比較検討

表 4 介護予防事業見込量の算定（平成 18 年度）

表3 現行の事業と介護予防事業との比較検討

現行の補助事業 (平成17年度予算ベースで記載)		回数・ 件数	費用額	
				円
(保)	健康相談			⇒
(保)	機能訓練	580回	13,000,000	
(在)	転倒骨折予防教室(寝たきり防止事業)	148回	6,400,000	
(在)	アクティビティ・認知症介護教室			
(在)	足指・爪のケアに関する事業			
(在)	運動指導事業			
(在)	高齢者筋力向上トレーニング事業	336回	9,100,000	
(在)	IADL(日常生活関連動作)訓練事業			
(在)	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業			
(保)	訪問指導	125回	22,000	⇒
(在)	高齢者食生活改善事業	3回	130,000	
(在)	「食」の自立支援事業(利用調整に基づく配色サービス)			
(保)	健康教育	14回	238,000	⇒
(在)	「介護予防10ヵ年戦略」推進のための啓発等事業			
(在)	地域住民グループ支援事業			⇒
(在)	生活管理指導員派遣事業			
(在)	生活管理指導短期宿泊事業			
(在)	寝たきり予防対策事業(寝たきり予防対策普及啓発事業)			

介護予防事業 (18年度予算ベースで記載)	
介護予防特定高齢者施策	
通所型介護予防事業	
1,520回	5,296,000円
訪問型介護予防事業	
110回	440,000円
介護予防一般高齢者施策	
介護予防普及啓発事業	
	651,000円
地域介護予防活動支援事業	
	159,000円

※(保)は保健事業費等負担金、(在)は在宅福祉事業費補助金である。

表4 介護予防事業見込量の算定(平成18年度)

事業名		回数・件数 (回・件)	費用額 (円)
介護 予 防 事 業	介護予防特定高齢者施策		9,650,000
	特定高齢者把握事業		1,000,000
	通所型介護予防事業	1,520	8,100,000
	※ 運動器の機能向上事業	1,280	4,000,000
	栄養改善事業	360	1,800,000
	口腔機能の向上事業	360	1,800,000
	その他	100	500,000
	訪問型介護予防事業	110	440,000
	介護予防特定高齢者施策評価事業		110,000
	介護予防一般高齢者施策		650,000
	介護予防普及啓発事業		450,000
	地域介護予防活動支援事業		160,000
	介護予防一般高齢者施策評価事業		40,000
	介護予防事業見込量及び費用額		

※通所型介護予防事業における運動器の機能向上事業、栄養改善事業及び口腔機能の向上事業等の内訳は、必ずしも記入する必要はない。

※通所型介護予防事業の合計は、重複利用のため、運動器の機能向上事業、栄養改善事業及び口腔機能の向上事業等の積上額とは必ずしも一致しない。

(4) 介護予防事業見込量の算定（平成 19 年度、平成 20 年度）

① 保険給付費見込量に対する介護予防事業の費用額の率の設定

平成 19 年度及び平成 20 年度の地域支援事業の率を設定し、これにそれぞれの年度の保険給付費見込額を乗じて地域支援事業費用を算定した。

（単位：千円）

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
保険給付費見込額	2,060,000	2,350,000	2,442,000
地域支援事業の率	2.0%	2.1%	3.0%
介護予防事業	0.5%	0.6%	1.5%
包括的支援事業	1.37%	1.37%	1.37%
任意事業	0.13%	0.13%	0.13%
地域支援事業の費用額	41,200	49,350	73,260
介護予防事業	10,300	14,100	33,630
包括的支援事業	28,280	32,261	33,524
任意事業	2,620	2,989	3,106

② 回数・件数及び費用額の算定（表 5 及び表 6）

通所型介護予防事業及び訪問型介護予防事業の事業見込量「回数・件数」は、平成 20 年度に高齢者人口の 5 %を対象に事業を実施することを目標として設定した（平成 18 年度：3 %、平成 19 年度：4 %、平成 20 年度：5 %）。さらに、(3)③の「事業実施単価」を用いて「費用額」を算定した。

通所型介護予防事業及び訪問型介護予防事業以外の事業については、①で算定した各年度の介護予防事業の費用額に合わせて、その伸び率を勘案して設定した。

※なお、平成 20 年度については、平成 18 年度及び平成 19 年度に老人保健事業の基本健康診査において実施してきた「生活機能評価」を、介護予防事業の「特定高齢者把握事業」において実施することとなることから、平成 20 年度の「特定高齢者把握事業」は前年度に比べ大幅に増額されている。

（作業シート）

表 5 介護予防事業見込量の算定（平成 19 年度）

表 6 介護予防事業見込量の算定（平成 20 年度）

表 5 地域支援事業見込量の算定(平成 19 年度)

事業名		回数・件数 (回・件)	費用額 (円)
介護 予 防 事 業	介護予防特定高齢者施策		13,160,000
	特定高齢者把握事業		1,500,000
	通所型介護予防事業	2,100	10,940,000
	※ 運動器の機能向上事業	1,700	5,440,000
	栄養改善事業	480	2,400,000
	口腔機能の向上事業	480	2,400,000
	その他	140	700,000
	訪問型介護予防事業	150	600,000
	介護予防特定高齢者施策評価事業		120,000
	介護予防一般高齢者施策		940,000
	介護予防普及啓発事業		650,000
	地域介護予防活動支援事業		240,000
介護予防一般高齢者施策評価事業		50,000	
介護予防事業見込量及び費用額			14,100,000

※通所型介護予防事業における運動器の機能向上事業、栄養改善事業及び口腔機能の向上事業等の内訳は、必ずしも記入する必要はない。

※通所型介護予防事業の合計は、重複利用のため、運動器の機能向上事業、栄養改善事業及び口腔機能の向上事業等の積上額とは必ずしも一致しない。

表 6 地域支援事業見込量の算定(平成 20 年度)

事業名		回数・件数 (回・件)	費用額 (円)
介護 予 防 事 業	介護予防特定高齢者施策		35,380,000
	特定高齢者把握事業		20,690,000
	通所型介護予防事業	2,700	13,780,000
	※ 運動器の機能向上事業	2,150	6,880,000
	栄養改善事業	600	3,000,000
	口腔機能の向上事業	600	3,000,000
	その他	180	900,000
	訪問型介護予防事業	190	760,000
	介護予防特定高齢者施策評価事業		150,000
	介護予防一般高齢者施策		1,250,000
	介護予防普及啓発事業		850,000
	地域介護予防活動支援事業		320,000
介護予防一般高齢者施策評価事業		80,000	
介護予防事業見込量及び費用額			36,630,000

※通所型介護予防事業における運動器の機能向上事業、栄養改善事業及び口腔機能の向上事業等の内訳は、必ずしも記入する必要はない。

※通所型介護予防事業の合計は、重複利用のため、運動器の機能向上事業、栄養改善事業及び口腔機能の向上事業等の積上額とは必ずしも一致しない。

(5) 介護保険事業計画に記載する介護予防事業の見込量及び費用額

① 各年度の見込量及び費用額を転記

上記の計算結果から、平成18年度、平成19年度及び平成20年度の介護予防事業の見込量及び費用額を転記した。

(作業シート)

表7 介護保険事業計画に記載する介護予防事業の見込量及び費用額のイメージ(案)

表7 介護保険事業計画に記載する介護予防事業の見込量及び費用額のイメージ(案)

事業名		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
		回数・件数	費用額	回数・件数	費用額	回数・件数	費用額
介護 予 防 事 業	介護予防特定高齢者施策		9,650,000		13,160,000		35,380,000
	特定高齢者把握事業		1,000,000		1,500,000		20,690,000
	通所型介護予防事業	1,520	8,100,000	2,100	10,940,000	2,700	13,780,000
	訪問型介護予防事業	110	440,000	150	600,000	190	760,000
	介護予防特定高齢者施策評価事業		110,000		120,000		150,000
	介護予防一般高齢者施策		650,000		940,000		1,250,000
	介護予防普及啓発事業		450,000		650,000		850,000
	地域介護予防活動支援事業		160,000		240,000		320,000
	介護予防一般高齢者施策評価事業		40,000		50,000		80,000
	介護予防事業見込量及び費用額			10,300,000		14,100,000	

(6) 介護予防事業の効果による要介護認定者数の推計、事業評価等

① 介護予防事業対象者数の推計

効果目標値は20%を基本とするが、平成18年度では介護予防事業の実施状況により任意に設定することができる。

この作成実例では、平成18年度で6割に相当する12%、平成19年度では8割に相当する16%の効果があるものと設定した。

・平成18年度：	20%×	0.6	=	12.0%
・平成19年度：	20%×	0.8	=	16.0%
・平成20年度：	20%×	1.0	=	20.0%

なお、基礎数値は、年央値（10月1日を基準とする値）を採用している。また、効果目標値は年度末値となることから時期のずれが生じている。

② 自然体の要介護認定者数の推計

介護給付費の推計から作成される「表8 「要介護（支援）認定者数の推計①合計」の抜粋」から転記した。

③ 介護予防事業実施後の要介護認定者数の推計

基本指針別表3を基礎として作成する「表9 要介護（支援）認定者数の推計（介護予防後）」及び「表10 制度改正後要介護（支援）認定者数」から転記した。

④ 事業評価の検討

介護予防の達成状況等の点検及び評価の考え方を検討する。

(作業シート)

表8 「要介護（支援）認定者数の推計（自然体）①合計」表の抜粋

表9 要介護（要支援）認定者数の推計（介護予防後）

表10 制度改正後要介護（支援）認定者数

以上で、介護予防事業に関する市町村介護保険事業計画の作成が終了する。

表8 「要介護(支援)認定者数の推計(自然体)①合計」表の抜粋

		被保険者	要介護(支援)認定者						
			計	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
平成 18 年度	第1号被保険者	11,072	1,345	340	343	146	204	170	142
	65～69歳	4,197	114	35	25	10	22	12	10
	70～74歳	3,004	191	59	45	25	28	18	16
	75～79歳	1,891	238	71	65	27	25	19	30
	80～84歳	1,140	336	90	88	34	49	53	21
	85歳以上	842	467	85	120	50	79	68	65
	第2号被保険者	26,627	73	7	17	16	15	10	8
総数		37,698	1,418	347	360	162	218	180	151
平成 19 年度	第1号被保険者	11,711	1,453	366	365	162	217	186	157
	65～69歳	4,424	147	41	30	15	28	17	15
	70～74歳	3,228	223	67	51	30	32	22	21
	75～79歳	2,029	266	78	72	31	28	22	35
	80～84歳	1,213	362	97	94	38	53	57	23
	85歳以上	816	455	83	117	49	77	67	63
	第2号被保険者	27,186	224	35	44	43	28	38	36
総数		38,897	1,676	400	409	205	245	223	193
平成 20 年度	第1号被保険者	12,350	1,538	385	381	174	232	199	167
	65～69歳	4,650	180	48	37	20	34	23	18
	70～74歳	3,454	244	72	55	32	36	26	24
	75～79歳	2,167	288	82	77	35	31	25	38
	80～84歳	1,288	384	102	99	40	57	61	25
	85歳以上	792	442	81	113	47	74	65	61
	第2号被保険者	27,745	283	35	45	58	42	52	50
総数		40,095	1,821	420	426	232	274	251	217

表9 要介護(支援)認定者数の推計(介護予防後)

①介護予防の実施

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
高齢者人口	9,389	9,914	10,545	11,175	11,806	12,437	13,053	13,673	14,287	14,906	15,625	16,345
地域支援事業対象者				335	512	704	793	842	883	922	966	1,010
対高齢者人口割合				3.0%	4.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%
要支援及び要介護1の認定者数 (自然体)	588	655	682	707	809	846	977	1,080	1,162	1,447	1,635	1,789
要支援及び要介護1の認定者数 (介護予防後)				707	811	829	919	1,013	1,095	1,380	1,589	1,755
地域支援事業の効果				12.0%	16.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	
新予防給付の効果				6.0%	8.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	
要介護2～5の認定者数 (自然体)	680	673	693	711	867	975	1,127	1,226	1,301	1,708	1,939	2,121
要介護2～5の認定者数 (介護予防後)				711	825	910	1,044	1,134	1,200	1,599	1,801	1,962

(補助数値)	18	19	20	21	22	23	24	25	26
A	335	512	704	793	842	883	922	966	1,010
α	40	82	141	159	168	177	184	193	
β	42	65	83	92	101	109	138	159	

注) A:各年度における高齢者人口に一定の割合を乗じて導いた地域支援事業の対象者数。 α :各年度における地域支援事業の実施により虚弱高齢者に止まったものの数。 β :各年度における新予防給付の実施により要支援又は要介護1に止まった者の数。

表10 制度改正後要介護(支援)認定者数

		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
要介護(支援)認定者数 (介護予防後)					1,418	1,636	1,739	1,963	2,147	2,295	2,978	3,390	3,717
旧要支援	要支援 1				347	385	392	435	488	514	598	636	861
旧要介護1	要支援 2				252	301	308	325	365	389	485	598	648
	要介護 1				108	125	129	159	160	192	297	355	246
要介護2					162	201	204	237	256	267	387	454	500
要介護3					218	233	263	304	319	337	425	470	536
要介護4					180	217	233	269	297	307	398	434	467
要介護5					151	174	210	234	262	289	388	443	459

4 計画の作成実例

市町村介護保険事業計画において定める事項は、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」別表 1 に定められているが、この中の「九 各年度における地域支援事業に要する費用の額並びに地域支援事業の量の見込み及びその見込量の確保のための方策等」について、主として介護予防事業を記入するフォーマットを作成した。

(構成)

各年度における地域支援事業に要する費用の額並びに地域支援事業の量の見込み及びその見込量の確保のための方策等

(1) 介護予防事業に要する費用の額

各年度における地域支援事業に要する費用の額の総額及び介護予防事業に要する費用の額を定めるとともに、その考え方を示すこと。

(2) 地域支援事業の量の見込み

各年度における事業の種類ごとの量の見込みを定めるとともに、その考え方を示すこと。

介護保険事業計画に記載する介護予防事業の見込量及び費用額のイメージ(案)

事業名		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
		回数・件数	費用額	回数・件数	費用額	回数・件数	費用額
介護 予 防 事 業	介護予防特定高齢者施策		9,650,000		13,160,000		35,380,000
	特定高齢者把握事業		1,000,000		1,500,000		20,690,000
	通所型介護予防事業	1,520	8,100,000	2,100	10,940,000	2,700	13,780,000
	訪問型介護予防事業	110	440,000	150	600,000	190	760,000
	介護予防特定高齢者施策評価事業		110,000		120,000		150,000
	介護予防一般高齢者施策		650,000		940,000		1,250,000
	介護予防普及啓発事業		450,000		650,000		850,000
	地域介護予防活動支援事業		160,000		240,000		320,000
	介護予防一般高齢者施策評価事業		40,000		50,000		80,000
	介護予防事業見込量及び費用額			10,300,000		14,100,000	

[考え方]

- ・介護予防事業について、平成17年度に実際に供給されている実績供給量等、平成18年度以降に供給可能と思われる見込量及びニーズを踏まえて今後新たに必要と思われる供給量を検討し、目標とすべき量を記載した。
- ・回数・件数は、「通所型介護予防事業」及び「訪問型介護予防事業」について推計した。

① 介護予防事業対象者数の見込み

介護予防事業対象者数の見込みを定めるとともに、その考え方を示すこと。

(単位：人)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	備 考
介護予防事業（第1号事業）	335	512	704	

[考え方]

- ・介護予防事業（第1号事業）対象者数は、高齢者人口の5%を基本として算定した。
 具体的には、平成18年度は、高齢者人口の5%の6割
 平成19年度は、高齢者人口の5%の8割
 平成20年度は、高齢者人口の5%

② 介護予防事業の効果による要介護認定者数の目標値の設定

要支援又は要介護1へ移行することを防止する効果として、介護予防事業対象者の20%を標準とする目標値を設定すること。この場合においては、介護予防を実施しない場合の自然体の要介護認定者数及び介護予防事業実施後の要介護認定者数を定めること。

(単位：%)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	備 考
介護予防事業の効果目標値	12.0	16.0	20.0	

※A市における目標値であり、各自治体では個別に設定することになる。

a. 介護予防事業を実施しない場合の自然体の要介護認定者数

(単位： 人)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	備 考
要支援・要介護1	707	809	846	
要介護2～5	711	867	975	

※基本指針別表3を基礎として作成する「表8「要介護（支援）認定者数の推計（自然体）

①合計」表の抜粋」から転記する。

b. 介護予防事業実施後の要介護認定者数

(単位： 人)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	備 考
要支援・要介護1	707	811	829	
要介護2～5	711	825	910	

※基本指針別表3を基礎として作成する「表9 要介護（支援）認定者数の推計（介護予

防後）」及び「表10 制度改正後要介護（支援）認定者数」から転記する。

(3) 介護予防事業の見込量の確保のための方策

介護予防事業を行う者の確保に関する計画等の事業の種類ごとの見込量の確保のための方策を定めること。

事業名		見込量確保のための方策
介護 予 防 事 業	介護予防特定高齢者施策	
	特定高齢者把握事業	
	通所型介護予防事業	
	訪問型介護予防事業	
	介護予防特定高齢者施策評価事業	
	介護予防一般高齢者施策	
	介護予防普及啓発事業	
	地域介護予防活動支援事業	
	介護予防一般高齢者施策評価事業	